

ばりっ子すくすく計画（第6次）（素案）に係るパブリックコメントの 実施について

1. 計画の概要

（1）策定の目的

本計画は、平成18年3月に議員提案により制定した名張市子ども条例に基づき、子どもの健全育成と権利の保障について具体的にどのように行動していくべきかをまとめたものであり、本計画に基づき各種子ども施策の全庁的な取組を推進してきました。

こうした中、令和5年4月にこども政策を総合的に推進することを目的としてこども基本法が施行され、こども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が令和5年12月に閣議決定されました。

こども基本法において、市町村はこども大綱並びに都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成することが努力義務として規定されたため、これまでの本計画の基本的な方向性を踏襲しつつ、自治体こども計画策定のためのガイドラインに示された取り組むべき事項を盛り込み、本計画を策定します。

（2）計画の位置付け

本計画は、名張市総合計画に添い、名張市地域福祉計画や名張市子ども教育ビジョンをはじめとした本市の教育、人権・男女共同参画及び健康づくりに係る各種計画などとの整合を図り、こども基本法に基づく市町村こども計画のほか、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画として位置付けます。

（3）計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

（4）計画の対象者

本計画の対象者は、妊娠前を含む妊娠期、子ども及び20歳代までの青年並びにその家庭を対象としており、施策の内容によっては30歳代までの若者及びその家庭も含みます。

2. 計画の内容

（1）基本理念

- ・子どもの権利を尊重し、その保障に努める。
- ・みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

(2) 基本的視点

子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として、市、地域、企業、家庭、学校等及び子どもの取組を行動計画、行動指針として表しています。

市と学校等については、自らの取組事項を「行動計画」として体系化し、各取組の推進を図っていきます。